

合葬式墓地へ納骨するとき

① 環境課窓口にて、埋蔵物届出書(第12号様式)を提出する。

- 添付書類として、火葬許可証又は改葬許可証※が必要です。 ※原本

<火葬許可証を紛失してしまった場合>

「火葬許可証に代わる証明書」で代替できます。取得の方法等については、環境課窓口にお問い合わせください。

② 遺骨持参日を予約する。

- 遺骨は別室にてお預かりします。
- 指定できる予約日は、平日(土日祝休日、年末年始を除く)午前9時30分から午後3時30分までです。

③ 納骨袋を受け取る。

- 遺骨を納めるための納骨袋(白)と、手提げ袋(黒)をお渡しします。
- 納骨袋(白)に、許可証番号及び埋蔵されることとなる者の氏名を記入してください。

許可証

第11号様式(第11条関係)

許可証番号 個〇〇〇〇		
旭平和墓園合葬式墓地使用許可証		
令和〇年〇月〇日		
尾張旭市長 柴田 浩 市長印		
使用者	氏名	〇〇〇〇
	生年月日	昭和〇年〇月〇日
	住所	尾張旭市〇〇町〇丁目〇番地
	本籍	尾張旭市〇〇町〇丁目〇番地
埋蔵されることとなる者	氏名	〇〇〇〇
	生年月日	昭和〇年〇月〇日
墓地の種類	個別	
永代使用料	150,000 円	
摘要		
当初許可	年 月 日	

マジックで大きく、はっきりと記入してください。

納骨袋(白)

許可証番号

個〇〇〇〇

平和 太郎

埋蔵されることとなる者の氏名

④ 予約した日時に、合葬式墓地使用許可証と遺骨を持参する。

- ・ 遺骨は、納骨袋(白)に遺骨のみを納めたうえで、手提げ袋(黒)に入れてお持ちください。
※ 遺骨以外のもの(骨壺、木箱など)を入れないでください。
- ・ 当日は、環境課窓口ではなく、直接別室へお越しください。
- ・ 所要時間は5分程度です。
- ・ 日時の変更等については、必ず事前にお電話ください。

⑤ 埋蔵報告書が届く。

- ・ 遺骨を墓地に埋蔵後、使用者宛てに埋蔵報告書を送付します。
- ・ 埋蔵報告書が届きましたら、御参拝ください。
- ・ 遺骨をお預かりしてから埋蔵報告書が届くまで、1か月程度かかります。御了承ください。

● 利用にあたっての留意事項

- ・ 永代供養ではありません。供養や宗教的儀式などは使用者の責任で行ってください。(管理者への連絡は不要ですが、他の利用者と譲りあって御利用ください。)
- ・ 献花台には、供花と線香以外のお供え物や塔婆を置くことはできません。
- ・ 供花は、参拝後にお持ち帰りください。
- ・ 墓所内に植物を植える行為や、私物を据え置くことはできません。

【お問い合わせ先】

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1

尾張旭市役所 環境課 環境施策係 ☎ 0561-76-8134